

環境省資料

- I 容器包装リサイクル法の推進について
- II 小型家電リサイクルの更なる促進について
- III 食品リサイクル法の見直し報告書を踏まえた今後の食品ロス削減・食品リサイクル等の推進について
- IV 家電リサイクル法の見直し報告書を踏まえた今後の家電四品目のリサイクル推進について
- 別紙1 小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン
- 別紙2 無許可の不用品回収業者の対策及び不法投棄未然防止対策等の事例集
- 別紙3 不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力について

平成 27 年 4 月
環境省廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

I 容器包装リサイクル法の推進について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の見直しについては、中央環境審議会及び産業構造審議会において議論中であるが、見直しと同時に、下記のような取組によって、容器包装の3Rを進めて参りたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

○レジ袋等のモデル事業への協力のお願い

レジ袋のモデル事業について、消費者と市町村、小売事業者のそれぞれが参画し、地域ぐるみでの削減を図るような取組を、環境省として今後検討していきたいと考えている。モデル事業の実施場所としての御参画について、ぜひ全都清会員市町村におかれても御検討いただきたい。（モデル事業の詳細については、今後環境省 HP に掲載予定。詳細については、リサイクル推進室容器包装リサイクル法担当（内線 6854）までお問い合わせいただきたい。）

II 小型家電リサイクルの更なる促進について

1. 各市町村における小型家電リサイクルの参加及び回収量拡大に向けた取組

小型家電リサイクルにおいては、国の実証事業等を通じて、これまで多くの自治体にご参加いただいているものの、取組の度合いはさまざまであることから、下記のような取組によって、更なる回収促進にご協力をお願いしたい。

1) 小型家電リサイクルに参加していない市町村については、国の実証事業を活用するなどして参加をお願いしたい。(実証事業は本年度までとなっているので、御注意いただきたい。)

2) 小型家電リサイクルに既に取り組んでいる市町村については、国としても市町村のポテンシャル調査等を通じて支援をさせて頂くので、更なる回収量拡大方策や市民の利便性向上等についてご検討いただきたい。

例： 回収方法の見直し
ボックスの数や置場の見直し
回収品目（パソコン等）の再検討 等

2. 自治体の創意工夫を活かした先進的取組への支援について

地域の小型家電リサイクルを促進させるため、今後、周辺市町村の牽引役となり得る市町村による先進的取組の提案を募集し、支援したいと考えているので、ご協力をお願いしたい。(詳細についてはリサイクル推進室小型家電リサイクル法担当（内線 6834）まで御相談頂きたい。)

III 食品リサイクル法の見直し報告書を踏まえた 今後の食品ロス削減・食品リサイクル等の推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）については、平成 25 年 3 月から中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会の合同会合において見直しの議論が行われ、「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（中環審意見具申）が取りまとめられた。

意見具申では、地域の実情に応じた食品リサイクルの推進等を進める上で、市町村を中心とした取組が必要である旨提言されている。意見具申を踏まえ、特に以下の点についてお願いしたい。

1. 地域における食品ロス削減の取組の促進のための地域住民・地域の食品関連事業者に対する普及啓発等の実施

本来食べられるにもかかわらず捨てられている「食品ロス」の削減は、2R施策の推進の観点からの重要課題であり、地域住民・地域の食品関連事業者に対するきめ細やかな普及啓発・指導等が有効であることから、市町村が中心となって実施いただきたい。

2. 食品循環資源の再生利用等の取組についての市町村の一般廃棄物処理計画への位置付け

国が認定する再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の事業の中で、市町村の区域を越える一般廃棄物の収集運搬や特例を活用した一般廃棄物の収集運搬が行われる場合に、これを円滑に認めるよう、御配慮をいただけるよう、一般廃棄物処理計画に位置付けていただきたい。

その他、事業系食品廃棄物の発生抑制・再生利用に係る指導の強化、家庭系食品廃棄物に係る発生抑制・再生利用の取組等についても、積極的に一般廃棄物処理計画に位置付け、地域の実情に応じてこれを推進していただきたい。

3. 事業系・家庭系食品廃棄物の再生利用の促進の観点も踏まえた再生利用施設整備の促進

市町村が食品廃棄物の再生利用施設の整備を検討する際には、高効率エネルギー利用に対する循環型社会形成推進交付金の交付率のかさ上げ部分の活用を考慮いただくことのほか、必要に応じて、食品廃棄物以外の廃棄物の活用や民間事業者との連携等の観点を考慮

することも有効である。食品廃棄物を含めた地域のバイオマス系廃棄物の最大限に活用する観点からの再生利用施設の整備・民間の再生利用事業者との連携等を進めていただきたい。

＜参考＞その他の情報提供

○意見具申等を踏まえて実施する今後の施策

- ・国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関するデータを業種・業態ごとに整理し、公表することを予定おり、今後報告の様式（省令）の改正を予定している。
- ・食品リサイクル法の基本方針に定められた食品関連事業者に係る食品循環資源の再生利用等を実施すべき量（再生利用等実施率）に関する新たな目標が、本年4月に発出された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について」（中央環境審議会答申）において提言されている。今後答申を踏まえた新たな基本方針の策定等を予定している。

	新目標値（平成31年度まで）	現行の目標値
食品製造業	95%	85%
食品卸売業	70%	70%
食品小売業	55%	45%
外食産業	50%	40%

- ・意見具申や今後策定される予定の新たな基本方針等の内容について幅広く都道府県・市町村に周知するため、本年夏頃に環境省からの通知を発出することを予定している。

○養豚農業振興法を踏まえた環境省の対応

昨年6月に公布・施行された「養豚農業振興法」においては、食品残さを原材料とした飼料（いわゆるエコフィード）の活用の促進が規定されている。

環境省は、食品リサイクル法の特例制度等の解説や特例制度等を活用したエコフィード利用促進の好事例をまとめた資料集（ガイドブック）を本年4月を目処に作成し、都道府県・市町村に周知することを予定している。

IV 家電リサイクル法の見直し報告書を踏まえた 今後の家電四品目のリサイクル推進について

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、平成 25 年 5 月より中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合において見直しの検討が行われ、平成 26 年 10 月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられ、中央環境審議会から意見具申がなされたところ。

本意見具申では、家電リサイクル制度の課題解決に向け様々な取組が提言されており、同意見具申等を踏まえ、自治体の皆様におかれては下記のようなご協力をお願いしたい。

1. 「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を参考にした回収体制の構築

意見具申では、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されていない場合、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理に至るおそれがあることから、課題解決に向けた具体的な施策として、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築するとともに、国において回収体制に関するガイドラインの策定を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすべきとされている。

これを受け、環境省では、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」（別紙 1 参照）を作成し、都道府県を通じて、各市町村に周知したところ。

回収体制が構築されていない市町村におかれては、本ガイドラインを参考に回収体制の構築をお願いしたい。

2. 運用事例集を活用した不適正処理の取締り

意見具申では、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」（平成 24 年 3 月 19 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画・廃棄物対策・産業廃棄物課長連名通知。いわゆる 3.19 通知）の各自治体への周知徹底を図ることや具体的な運用の事例集を作成することで、違法な廃棄物回収業者による特定家庭用機器廃棄

物の不適正処理に対して、徹底して取り組むべきであることや、不適正処理に積極的に取り組み成果を上げている市町村の事例を収集し、提供することで、市町村の取組を支援すべきであることが提言されている。

これを受け、環境省では、「無許可の不用品回収業者の対策及び不法投棄未然防止対策等の事例集（案）」（別紙2参照）を作成しているところ。

今後、環境省から都道府県を通じて各市町村に提供させて頂く予定としており、事例集を活用した取組をお願いしたい。

3. 家電メーカーが実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の活用

家電メーカーは、不法投棄未然防止対策事業協力として、市町村が不法投棄未然防止のために実施している取組に対する補助や不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の処理費用の補助を実施している。また、離島対策事業協力として、離島地域における収集運搬費用について、最も効率的な輸送を行った場合の輸送費用の8割程度の補助を実施している。

不法投棄未然防止事業や不法投棄家電の処理に係る負担軽減、離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに係る負担軽減のため、各市町村におかれては、積極的な活用をお願いしたい。

（※平成26年度の両事業協力の実施状況については別紙3を参照）

4. 住民に対する普及啓発の推進

意見具申では、社会全体で適正なりサイクルを推進していくため、達成時期を明らかにした回収率目標を設定すべきと提言されており、これを踏まえて、家電リサイクル法の基本方針に回収率目標を設定したところ。

その上で、回収率目標達成のための取組の1つとして、各主体の立場を最大限活用し、各主体が連携した消費者への普及啓発の実施が提言されていることから、各市町村におかれては、広報紙やホームページ、ごみカレンダー等を活用し、家電リサイクル制度の普及啓発を実施していただきたい。

5. 市町村による特定家庭用機器廃棄物処理の実態把握

合同会合等では、市町村による特定家庭用機器廃棄物の一般廃棄物としての処理が、処理基準に従って適正にリサイクルされているか確認すべきとの指摘があった。

これを受けて、環境省では、今後、市町村における特定家庭用機器廃棄物の処理状況について把握するための調査を実施させて頂く予定。

例年、既に、不法投棄の状況や小売業者の引取義務外品の回収体制に関する調査にご協力いただいているところではあるが、併せて、市町村における特定家庭用機器廃棄物の処理状況に関する調査についてもご協力をお願いしたい。